

## 大阪市立特別支援学校の大阪府移管問題に関する大阪市教育委員会との交渉結果

2015年9月29日実施

1④疑問・不安にこたえる窓口を設置し2016年度以降も継続開設し、問題発生への責任ある処理を行うこと。

・保護者より移管に関わる質問があれば、これまでも担当において答えております。(電話相談等を含む)移管後も、府立各支援学校には大阪市に在住する児童・生徒が通学することから、府教育委員会と連携し、相談等、適切な対応に引き続き努めてまいります。

### <質疑>

○保護者説明会195人の参加人数は何パーセントか把握しているのか。

○「名前が変わるだけで何も変わらない」という説明には納得できない。

○大阪市立聾学校の名前が変わること自体にも不安がある。市立聾学校は全国的にも有名で115年の歴史がある。口話主流の老教育の中、市立聾学校だけは手話教育を実施してきた。

・2000名の在校生の10%程度と認識している。9月末をめどに全保護者に対してこれまでの疑問をまとめたものを文書にして配布する予定にしている。あらためて保護者説明会も開催させていただく。全12校に教育委員会が回っていくことになると思う。

○説明に使用している書類は広く市民に公開すべき。ホームページにアップしていただきたい。

・検討する。

2①現在配置されている実習助手は、期限付き実習助手も含めその数を削減することなく、継続配置すること

・実習助手を含めた教職員に対して、平成27年5月に意向調査を実施いたしました。7月には府への移管に伴う教員の採用選考の実施について各校に配布し、学校長より説明しております。なお、申請は8月中旬締め切りとなっております。大阪府の方針として期限付き実習助手に関してはハローワークに登録していただき、各校における定数の範囲内で、学校長が採用する方式となります。

### <質疑>

○標準法に基づく配置になるとされており、実修所種の配置は減ることになるのではないか。

・各校8人から11名配置されている実習助手は一律2名となる。人数は減るが、教育内容の後退が起らないよう対応する。

○平野特別支援学校に配置されている8人の実習助手が2人になる。どうして教育の後退につながらないといえるのか。

・実習助手以外の教職員配置については大幅な人事異動は考えていない。

2②医療的ケアの必要な子どもへの看護師同乗によるタクシー通学保障を継続実施すること。

・看護師同乗によるタクシーについては、大阪市独自事業として引き続き実施して参ります。

<質疑>

○将来的にもこの制度を市独自事業として維持存続させていくのか。通学を支援する看護師の確保は誰の責任で行うのか。市独自事業をするなら、市立であるべきではないか

・今年度より医療的ケアが必要でバスに乗れない児童を対象に実施した事業。平成23年度から試行的に行い、27年度5月末から事業を開始した。本事業は継続していく。看護師の確保の責任は大阪市教育委員会にあると考えている。

・当初の予定通りで考えている。今年度週2日、28年度は週3日で予算確保を図るよう努めてまいりたい。

2③スクールバス内の医療的ケアが必要な子どもへの保護者及び代理人のスクールバスへの同乗を、継続して認めること。

・肢体不自由特別支援学校において医療的ケアを要する児童・生徒の通学に伴う送迎や付き添い、学校での待機等、日々児童・生徒が安心、安全に学校生活を送るために保護者にご協力いただいております。現在、送迎に係る交通費補填等につきましては、通学費として定められた基準で、自家用車利用が特別支援教育就学奨励費補助金の対象となっている他、市営交通機関無料乗車証を交付されている方の介護人に対し、特定区間の市営交通機関無料乗車証（介護人単独無料乗車証）が交付されており、その活用をいただいているところです。

また、平成27年度から、肢体不自由特別支援学校において、医療的ケアの状況からスクールバスへの乗車が困難な児童・生徒で、保護者がやむを得ない状況等により自家用車等での送迎が困難なケースの対応として、通学タクシーの運行を行っているところです。

今後も、医療的ケアを要する子ども達のより安全な通学について、通学タクシーの運行をすすめるとともに、引き続き、個々のケースに応じて適切な支援に努めてまいりたいと考えております。

<質疑>

○スクールバス同乗を継続せよとの要望に応えていない。

・府立支援学校においても、市立特別支援学校においても原則は保護者の同乗は認めていない。医療的ケアがあるからということでスクールバスの乗車を認めていないということはない。府立支援学校においても同様と聞いている。今後も安全な通学に資するよう、個々のケースに応じた適切な支援が行われるよう府に働きかけてまいりたい。

○個々のケースで府は認めているケースがあるのか。

・存じ上げておりません。

○市の優位性が維持できないということではないのか。

・府に働きかけてまいりたい。

2④泊を伴う学校行事についてもこれまで通り、医療的ケアを必要とする子どもの参加に際して各校に配置されている看護師の同行が実施できるようにすること。

・医療的ケアを必要とする児童生徒の泊を伴う学校行事へ参加に際しましては、府の事業実施要項に基づき看護師が同行する予定です。

<質疑>

○府の実施要綱では各校配置の看護師の同行はできない。

・現在きているところでは、大阪市のやり方について検討していると聞いている。「できない」の結果は聞いていない。

2⑤視覚特別支援学校、聴覚特別支援学校の早期教育を、後退させることなく継続実施すること。

幼稚部入学前の0～2歳の視覚又は聴覚に障がいのある乳幼児に関する教育相談は、市立・府立ともに各校の取組として実施しており、現在、市立の視覚・聴覚両特別支援学校における取組が移管に伴って変更されることはありません。

<質疑>

○「早期教育」について尋ねているが、回答は「教育相談」に関してのみのものとなっている。

○「こぐま教室」を立ち上げて21年たつ。実施報告書も積み上げてきた。大阪市の良識において幼稚部には人が配置されていた。府は早期教育を廃止している。

・名称としては教育相談という言い方をしているが、学校側からすればこれまでと同じ早期教育を継続していく。人員の配置はこれまでのまま継続していきたい。

○大阪市に人事権はないではないか。

・府に要請するということだ。

2⑥視覚特別支援学校、聴覚特別支援学校、光陽特別支援学校の寄宿舎教育を、継続実施すること。

・視覚特別支援学校、聴覚特別支援学校、光陽特別支援学校の寄宿舎における取組につきましては、大阪府に定める入舎及び退舎に関する基準やそれぞれの学校の実情に合わせて、実施してまいります。

<質疑>

○「大阪府に定める入舎及び退舎に関する基準」について問い合わせたところ、大阪府教育委員会支援教育課は、「新入学者に配布する寄宿舎入舎の希望調査には、『視覚障害のため通学困難な者』と記しており、実際の入舎の決定は、学校長が希望者ひとり一人について、通

学経路や視力状況等を個別に考慮して決定している。したがって府教委としては、明確な入舎及び退舎に関する基準は示しておらず、通学時間何時間以上は入舎できるとか、近距離の方は入舎できないなどの機械的な対応は行っていない」と説明している。

○それぞれの学校の実情により実施、の最終判断は誰がするのか。

・児童生徒にニーズを踏まえて大阪府において検討されるものと考えている。今後の在り方については府が決めることになる。

2⑦障がいの実態にあった5段階の給食調理を継続実施すること。

・特別支援学校の円滑な移管に向けて、大阪府と混乱が生じないように必要な調整や検討を進めているところであり、学校給食について大きな変更はありません。

大阪府において、段階食及びアレルギー対応等について、現在、大阪府で実施している内容を移管後も継続して実施するとしております。

<質疑>

○5段階食が3段階食になることは「大きな変更」ではないのか。大阪府はどのような体制で現在の大阪府が実施している内容を継続すると言っているのか。

○栄養士は市に残り府に移らない予定。府で確保できない場合は派遣出向で対応する予定だが、円滑な実施に支障をきたさないのか

・府と給食に関して混乱が生じないように調整を進めている。段階食については、移管後も継続して実施するとしている。

○ペースト食の注入が奨励されるが、管に詰まることが多いので、平野特別支援学校では注入食を加えていただいている。こうした対応も引き継がれない。

2⑧給食調理の民間委託は行わず、現行どおり直営による自校調理を、継続実施すること

・移管後、大阪府において当面の間、大阪府の献立により給食実施するとともに、平成28年度から順次、給食調理業務について民間委託される予定です。大阪府は、調理業務及びそれに付随する業務（洗浄・消毒等）のみを民間業者に委託します。また、子どもの実態に応じた対応ができるよう、民間業者に対し、これまで大阪府立特別支援学校で実施していた内容を含めた契約とします。よって、児童・生徒の給食には影響ありません。

<質疑>

○「影響がない」と断言できる根拠は何か。給食調理員（現業職員）を府は新たに採用しない。対応できる事業者は限られているので、給食の質が大きく落ち込むことが懸念される。

・通常の人事異動の範囲での変更はあるが、継続して派遣することになると考えている。

○府の給食の実態を把握しているか。

・一定のことは把握している。

2⑨給食費の引き上げなどや、卒業証明書等発行の有料化を行わないこと。

・給食費につきましては、平成28年度は、現行と変更はないと聞いております。但し、給食調理業務の民間委託を実施した翌年度から栄養教諭・学校栄養職員による学校独自の献立作成となることに伴い、食材調達も学校単位で調達することとなることから、変更の可能性はあると聞いております。しかしながら、現行の給食費を基本として、大幅に上昇することのないよう努力すると聞いております。

証明書発行につきましては、在学中はこれまでと同様に行います。卒業後の証明書等発行申請につきましては、府からは受益者負担の観点から、事務手数料として400円のご負担をいただく予定と聞いております。

<質疑>

○保護者の負担増とならないよう必要な手立てを講じる必要がある。なぜ講じようとしていないのか。

2⑩現在行われている、大阪市独自の視覚特別支援学校、聴覚特別支援学校の専攻科生の就学奨励費交付を、継続実施すること。

・視覚特別支援学校、聴覚特別支援学校本科専攻科生への就学奨励費交付について実施は不可能となります。

<質疑>

○実施継続を強く求める

・現在の在校生についての継続実施については財源措置も含め検討しているところだ。

2⑪光陽特別支援学校・病弱教育部門（通学籍）での教育を継続実施すること。

・府で在籍者（通学籍）に不利益が生じないよう事業は継続されます。今後のあり方は、府において在籍状況やニーズ、府立支援学校における対応等を踏まえ検討されます。

<質疑>

○継続実施できるよう大阪市として責任を果たすべきである。今通学している子供についての継続しか述べていない。

・必要性について大阪府に強く要望してきた。今後の取り扱いについては府において検討されることになっている。

2⑫理学療法士等派遣回数については、現行回数を維持継続すること。

・理学療法士等の派遣事業につきましては、大阪府における「福祉医療関係人材活用事業」の活用となります。派遣回数については、大阪府において検討中です。なお、これまで本市では、肢体不自由校のみの理学療法士等の派遣であったものが、全ての支援学校で理学療法士等が活用できるとしています。

<質疑>

○現行派遣回数が維持できるかどうかの回答にはなっていない。年42回派遣されている

ものが大きく後退することを懸念している。

・府立移管後は大阪府が予算措置を講じることになり、年間16回程度になると聞いている。肢体不自由校以外の学校にも派遣されることとなっている。